

答 申 第 2 6 号

平成 25 年 5 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 24 年 7 月 31 日付け諮問第 46 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人の長女に関する経過記録、送致書、一時保護連絡票及び一時保護解除連絡票

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報の部分開示決定処分は妥当である。

第2 諮問の経緯・対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成24年4月27日、異議申立人は、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号、以下「条例」という。)第14条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)

2 実施機関の決定

平成24年5月24日、実施機関は、本件開示請求に対し、部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)及び全部開示決定処分を行った。

3 異議申立て

平成24年7月23日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った(以下「本件異議申立て」という。)

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、中央こども家庭センター所長が異議申立人の長女(以下「本件対象児童」という。)に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項の規定による一時保護を行った件に関する次の文書である(以下、併せて「本件対象公文書」という。)

経過記録(以下「対象公文書1」という。)

平成19年7月10日付け送致書(以下「対象公文書2」という。)

平成19年7月10日付け一時保護連絡票(以下「対象公文書3」という。)

平成19年8月31日付け一時保護解除連絡票(以下「対象公文書4」という。)

このうち対象公文書1、3及び4は中央こども家庭センター職員が作成したものであり、対象公文書2は 市から取得したものである。

5 諮問

平成24年7月31日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・

をした者を特定させる事項を漏らしてはならないとされているので、当該情報は、条例第 16 条第 5 号の不開示情報に該当する。

- (3) その他の不開示部分は、県の機関又は他の地方公共団体が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当する。

2 対象公文書 2、3 及び 4

対象公文書 2、3 及び 4 には、本件対象児童及び第三者の言動並びに県及び他の地方公共団体が行う事務に関する情報が記載されている。これらを開示すれば、開示請求者以外の者の正当な利益を害したり、県及び他の地方公共団体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これらは条例第 16 条第 2 号及び第 7 号の不開示情報に該当する。

第 5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 児童虐待に関するこども家庭センターの職務について

- (1) こども家庭センターは、児童福祉法第 12 条第 1 項により設置された児童相談所である。
- (2) 児童虐待に関する児童相談所の職務については、「児童相談所が児童虐待防止法第 6 条第 1 項の通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ児童福祉法第 33 条第 1 項の一時保護を行う」こととされている（児童虐待防止法第 8 条第 2 項）。

2 本件対象公文書の概要について

(1) 対象公文書 1

対象公文書 1 は、中央こども家庭センターが、本件対象児童について、市から連絡、次いで送致を受けてから、一時保護を開始し、一時保護を解除するまでの一連の経過を記録したものである。

(2) 対象公文書 2

対象公文書 2 は、市長が本件対象児童を中央こども家庭センターに送致するに際しての送致書であり、本件対象児童及び保護者の氏名、ケースの概要、対応経過等が記載されている。

(3) 対象公文書 3 及び 4

対象公文書 3 は本件対象児童に対する一時保護の開始、同 4 は一時保護の解除に関する中央こども家庭センター内部の文書であり、本件対象児童及び保護者の氏名、一時保護や解除の理由等が記載されている。

3 本件対象公文書の不開示部分の条例第 16 条該当性について

実施機関は、不開示とした部分は条例第 16 条第 2 号、第 5 号又は第 7 号に該当すると主張するので、以下検討する。

(1) 条例第 16 条第 2 号、第 5 号及び第 7 号について

条例第 16 条は、開示請求に係る保有個人情報については原則開示としつつ、不開示とすべき情報として第 1 号から第 7 号を規定している。

ア 第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるものを不開示情報と定めている。

イ 第 5 号は、法令等の規定により開示をすることができない情報を不開示情報と定めている。

ウ 第 7 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定めている。

(2) 条例第 16 条第 5 号の該当性について

ア 児童虐待防止法第 6 条第 1 項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所(中略)に通告しなければならない。」と定めている。また、同法第 7 条は、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第 1 項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員(中略)は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めている。

イ 審議会が見分したところ、対象公文書 1 のうち、実施機関が不開示とした部分の一部には、本件対象児童に係る児童虐待防止法第 6 条第 1 項の通告に関する情報が記載されており、その中には当該通告をした者を特定できる情報が含まれている。これは、同法第 7 条により実施機関が漏らしてはならない情報であり、条例第 16 条第 5 号に該当する。

(3) 条例第 16 条第 7 号及び第 2 号の該当性について

ア 審議会が見分したところ、本件対象公文書で実施機関が不開示とした部分は、中央こども家庭センターが本件対象児童やその母親に対して行った面接記録等並びに中央こども家庭センター及び関係機関(市、小学校、家庭裁判所等)の内部又は相互間における協議、連絡、調整等の記録である。

イ これらの情報は、中央こども家庭センターが、本件対象児童に対し保護等の適切な措置をとるために、同センターや関係機関以外には漏らさないことを前提として行った面接や協議、連絡、調整等の内容の率直かつ詳細な記録である。このような情報は、児童虐待防止法第 6 条第 1 項の通告があった場合に、その対象である児童の保護、支援等に関わる機関のみで共有されるべきものである。

これらを開示すれば、こども家庭センターに対する信頼が失われ、関係機関との連携がとれなくなったり、また、こども家庭センターの職員が、開示請求があるかもしれないとして、率直かつ詳細な記録の作成を躊躇するようになるなど、対象となる児童の適切な保護、支援等が困難になるおそれがあることから、こども家庭センターの事務の適正な遂行に支障があるといえることができる。

よって、本件対象公文書で実施機関が不開示とした情報は条例第 16 条第 7 号に該当する。

ウ また、これらの情報の大半は、本件対象児童やその母親、兄、その他関係者の言動等に関する情報であって、特定の個人を識別することが可能である。これらの情報を異議申立人に開示すれば、当該個人の心情等内面に関わる問題に触れたり、あるいは居所が判明するなど当該個人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件対象公文書で実施機関が不開示とした情報のうち、上記個人の言動等について記載したものは、条例第 16 条第 2 号にも該当するものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関は本件対象児童の一時保護の理由となった異議申立人の行為を説明すべきであり、これが本件処分で開示されていないので、開示すべきであると主張する。また、開示部分には虚偽の記載があるとして、不開示部分にも虚偽の記載があるかもしれないので、開示すべきであるとも主張する。

しかし、実施機関が不開示とした部分が条例第 16 条第 2 号や第 5 号、第 7 号に該当するため開示できないことは、上記 3 で判断したとおりである。

なお、本件対象公文書の個々の記載が虚偽であるかどうかを判定することは、審議会の職責とするところではない。

5 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 24 年 7 月 31 日	・ 諮問書の受領
平成 24 年 8 月 23 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 24 年 10 月 10 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 24 年 11 月 12 日 第 1 部会 (第 15 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 1 月 21 日 第 1 部会 (第 16 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 3 月 5 日 第 1 部会 (第 17 回)	・ 審議
平成 25 年 5 月 8 日 第 1 部会 (第 18 回)	・ 審議
平成 25 年 5 月 20 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之
委員 内 橋 一 郎
委員 申 吉 浩
委員 園 田 寿
委員 山 下 和 良